

大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、私立小学校、中学校又は中等教育学校（前期課程）（以下「私立小中学校等」という。）若しくは私立高等学校（専攻科を含む。）又は中等教育学校（後期課程）（以下「私立高等学校等」という。）に在学する児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の保護者等（大阪府内に住所を有する者に限る。以下「保護者等」という。）が、失職等の家計急変により授業料の納付が困難となった場合について、当該生徒等の修学を支援するため、予算の定めるところにより、当該私立小中学校等又は私立高等学校等を設置している学校法人に対し、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県又は滋賀県の区域内に私立小中学校等又は私立高等学校等を設置している学校法人（以下「学校法人」という。）において、当該私立小中学校等又は私立高等学校等に在学する生徒等が別表に定めるいずれかの区分に該当する場合に、当該生徒等の授業料を減額又は免除する事業とする。

2 前項及び別表に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

(授業料減免の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、その指定する期日までに、授業料の減免措置を受けようとする生徒等（以下「申請者」という。）から、授業料減免申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、申請者がこれらの書類を提出することができない場合であって、教育長が特別の理由があると認めるときは、別に定めるところによるものとする。

(1) 別表の区分1に該当する場合 保護者等の雇用保険受給資格者証の写し及び当該年度の市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し

(2) 別表の区分2に該当する場合 保護者等の個人事業の開業・廃業等届出書（所轄の税務署の受付印の押印されたもの）の写し、裁判所が通知する破産手続開始の決定がわかる書類の写し及び当該年度の市（町村）民税・府民税納税通知書の写し

(3) 別表の区分3に該当する場合 保護者等の当該年度の市（町村）民税・府民税納税通知書の写し又は特別徴収税額の通知書の写し及び給与支給者、税理士等による当該年の所得見込証明書の写し

(4) 別表の区分4に該当する場合 保護者等の当該年度の市（町村）民税・府民税納税通知書の写し又は特別徴収税額の通知書の写し及び給与支給者、税理士等による当該年の所得見込証明書の写し並びに傷病の事実を証明する書類

(5) 別表の区分5に該当する場合 授業料の減額又は免除の措置を受けた翌年度以降の保護者等の課税証明書及び給与支給者、税理士等による当該年の所得見込証明書の写し並びに教育長が指定する誓約書

(6) 別表の区分6に該当する場合 高等学校等就学支援金、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）における家計急変支援制度（以下「就学支援金等における家計急変支援制度」という。）の支給決定通知書の写し及び保護者等の雇用保険受給資格者証の写し

(7) 別表の区分7に該当する場合 就学支援金等における家計急変支援制度の支給決定通知

書の写し、保護者等の個人事業の開業・廃業等届出書（所轄の税務署の受付印の押印されたもの）の写し及び裁判所が通知する破産手続開始の決定がわかる書類の写し

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第4条第1項の申請にあつては、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付申請書（様式第2号）を、教育長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第5条 教育長は、補助金の交付の申請があつたときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

2 教育長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした学校法人に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）補助金の交付を受けた学校法人は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関する全ての関係書類とともに事業を完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（2）補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

（補助金の交付）

第7条 教育長は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、規則第5条の規定による補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする学校法人は、規則第7条の規定による通知を受けた日以後速やかに、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付請求書（様式第3号）を、教育長に提出しなければならない。

（補助事業の実施）

第8条 補助金の交付を受けた学校法人は、速やかに補助事業を実施するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による報告にあつては、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金実績報告書（様式第4号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に、教育長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第10条 教育長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき、その返還を命ずるものとする。

（補助事業者の責務）

第12条 補助事業者は、補助事業を実施することにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講

ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 18 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 20 日から施行し、平成 29 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 30 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 3 0 日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 23 日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 11 日から施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 7 日から施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 6 日から施行し、令和 3 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行し、令和 4 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 30 日から施行し、令和 5 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 9 日から施行し、令和 6 年度の事業から適用する。

別表

区分	補助対象経費	補助限度額
1 私立小中学校等に在学する生徒等の保護者等が勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴い、本人の意思によらず、当該会社等の一方的な意思によって失職した場合（本人の責めにより失職した場合を除く。）	保護者等が失職した年度(当該失職の期間)に係る授業料について、私立小中学校等を設置している学校法人が減額又は免除した額に相当する経費(生徒等が私立小中学校等に入学した年度の前年度に当該生徒等の保護者等が失職し、入学年度も引き続き失職している場合については、「失職した年度」とあるのは「失職した年度の翌年度」と読み替えるものとする。)	当該年度に係る授業料として納付すべき額
2 私立小中学校等に在学する生徒等の保護者等が自営業の経営状況の悪化に伴い、破産手続開始の決定を受け当該事業を廃止したことによって失職した場合（転業を目的とする場合を除く。）		
3 私立小中学校等に在学する生徒等の保護者等が勤務先の会社等又は自営業の経営状況の悪化に伴い、収入が著しく減少した場合（当該年の収入が前年の収入の2分の1以下に減少する場合その他別に定める基準に該当する場合に限る。）	当該年度に係る授業料について、私立小中学校等を設置している学校法人が減額又は免除した額に相当する経費	当該年度に係る授業料として納付すべき額の2分の1に相当する額
4 私立小中学校等に在学する生徒等の保護者等が傷病に伴い、収入が著しく減少した場合（当該年の収入が前年の収入の2分の1以下に減少する場合その他別に定める基準に該当する場合に限る。）		
5 私立小中学校等に在学する生徒等が区分1～4のいずれかに該当し授業料の減額又は免除の措置を受けた者であって、保護者等がその翌年度以降も継続して年収400万円未満相当かつ資産総額保有額が700万円未満である場合（ただし、生徒等が当該私立小中学校等に在学している場合に限る。）		当該年度に係る授業料として納付すべき額に相当する額（1月につき28,000円を超える場合にあっては28,000円）
6 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等が勤務先の会社の経営状況の悪化に伴い、本人の意思によらず、当該会社等	保護者等が失職した年度(当該失職の期間)に係る授業料について、私立高等学校等を設置している学校法人が減	当該年度に係る授業料として納付すべき額（生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平

の一方的な意思によって失職した場合（本人の責めにより失職した場合を除く。）	額又は免除した額に相当する経費（生徒が私立高等学校等に入学した年度の前年度に当該生徒の保護者等が失職し、入学年度も引き続き失職している場合については、「失職した年度」とあるのは「失職した年度の翌年度」と読み替えるものとする。）	成二十二年三月三十一日法律第十八号。）第6条第1項の規定に基づく就学支援金、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定。）第3条第1項の規定に基づく学び直し支援金又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。）第3条第1項の規定に基づく専攻科支援金の支給を受けている場合は当該額を除く。）
7 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等が自営業の経営状況の悪化に伴い、破産手続開始の決定を受け当該事業を廃止したことによって失職した場合（転業を目的とする場合を除く。）		